

厚生・産業常任委員会
平成28年(2016年)12月14日
病 院 事 業 庁

平成28年11月定例会議 厚生・産業常任委員会 資 料

議第169号	平成28年度滋賀県病院事業会計補正予算(第2号)	-----	1
議第157号	滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案	-----	7
議第174号	滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する 条例の一部を改正する条例案	-----	13

厚生・産業常任委員会

平成28年(2016年)12月14日

病院事業庁経営管理課

平成28年度

11月補正予算(案)

主要事業調書

病院事業庁

【病院事業合計】

病 院 事 業 会 計

<収益的収入および支出>

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	補正後の額	説 明
病院事業収益	医業収益	19,055,814	△ 51,100	19,004,714	一般会計負担金 △ 3,503 2,260,148 → 2,256,645 保健衛生行政等負担金△ 2,308 986,816 → 984,508 共済組合追加費用等負担金△ 53,928 306,295 → 252,367
	医業外収益	3,137,132	△ 3,012	3,134,120	
	附帯事業収益	232,100	△ 5,627	226,473	
	小計 A	22,425,046	△ 59,739	22,365,307	
病院事業費用	医業費用	21,648,779	△ 64,734	21,584,045	給与費 △ 70,361 11,073,378 → 11,003,017
	医業外費用	748,632	0	748,632	
	附帯事業費用	232,100	△ 5,627	226,473	
	特別損失	0	0	0	
	小計 B	22,629,511	△ 70,361	22,559,150	
収支差引	A - B	△ 204,465	10,622	△ 193,843	

<資本的収入および支出>

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	補正後の額	説 明
資本的収入	企業債	4,307,300	0	4,307,300	
	補助金	0	0	0	
	負担金	74,900	0	74,900	
	諸収入	0	0	0	
	小計 C	4,382,200	0	4,382,200	
資本的支出	建設改良費	4,484,939	298	4,485,237	総保費 + 298 42,052 → 42,350
	企業債償還金	1,800,261	0	1,800,261	
	小計 D	6,285,200	298	6,285,498	
収支差引	C - D	△ 1,903,000	△ 298	△ 1,903,298	

【成人病センター】

病 院 事 業 会 計

<収益的収入および支出>

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
病院事業収益	医業収益	15,143,452	△ 32,957	15,110,495	一般会計負担金 △ 9,935 1,402,949 → 1,393,014 保健衛生行政等負担金+ 12,295 431,174 → 443,469 共済組合追加費用等負担金△ 43,789 240,536 → 196,747
	医業外収益	2,007,894	△ 8,472	1,999,422	
	小計 A	17,151,346	△ 41,429	17,109,917	
病院事業費用	医業費用	16,686,633	△ 13,341	16,673,292	給与費 △ 10,183 7,770,703 → 7,760,520
	医業外費用	662,778	0	662,778	
	特別損失	0	0	0	
	小計 B	17,349,411	△ 13,341	17,336,070	
収支差引	A - B	△ 198,065	△ 28,088	△ 226,153	

<資本的収入および支出>

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
資本的収入	企業債	4,110,200	0	4,110,200	
	補助金	0	0	0	
	負担金	69,600	0	69,600	
	諸収入	0	0	0	
	小計 C	4,179,800	0	4,179,800	
資本的支出	建設改良費	4,277,640	298	4,277,938	総係費 + 298 42,052 → 42,350
	企業債償還金	1,332,160	0	1,332,160	
	小計 D	5,609,800	298	5,610,098	
収支差引	C - D	△ 1,430,000	△ 298	△ 1,430,298	

病 院 事 業 会 計

<収益的収入および支出>

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
病院事業収益	医業収益	2,380,938	△ 9,840	2,371,098	一般会計負担金 + 2,396 337,244 → 339,640 保健衛生行政等負担金△ 9,371 313,220 → 303,849 共済組合追加費用等負担金△ 6,096 41,562 → 35,466
	医業外収益	492,062	2,396	494,458	
	附帯事業収益	232,100	△ 5,627	226,473	
	小計 A	3,105,100	△ 13,071	3,092,029	
病院事業費用	医業費用	2,840,680	△ 39,233	2,801,447	給与費 △ 43,294 1,825,207 → 1,781,913
	医業外費用	36,720	0	36,720	
	附帯事業費用	232,100	△ 5,627	226,473	
	小計 B	3,109,500	△ 44,860	3,064,640	
収支差引	A - B	△ 4,400	31,789	27,389	

<資本的収入および支出>

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
資本的収入	企業債	146,600	0	146,600	
	補助金	0	0	0	
	負担金	3,100	0	3,100	
	諸収入	0	0	0	
	小計 C	149,700	0	149,700	
資本的支出	建設改良費	152,249	0	152,249	
	企業債償還金	271,551	0	271,551	
	小計 D	423,800	0	423,800	
収支差引	C - D	△ 274,100	0	△ 274,100	

【精神医療センター】

病 院 事 業 会 計

<収益的収入および支出>

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
病院事業収益	医業収益	1,407,605	△ 2,148	1,405,457	一般会計負担金 + 4,036 519,955 → 523,991 保健衛生行政等負担金 + 923 118,603 → 119,526 共済組合追加費用等負担金△ 4,043 24,197 → 20,154
	医業外収益	624,195	3,064	627,259	
	小計 A	2,031,800	916	2,032,716	
病院事業費用	医業費用	1,984,666	△ 6,005	1,978,661	給与費 △ 4,573 1,276,171 → 1,271,598
	医業外費用	49,134	0	49,134	
	小計 B	2,033,800	△ 6,005	2,027,795	
収支差引	A - B	△ 2,000	6,921	4,921	

<資本的収入および支出>

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
資本的収入	企業債	50,500	0	50,500	
	補助金	0	0	0	
	負担金	2,200	0	2,200	
	小計 C	52,700	0	52,700	
資本的支出	建設改良費	55,050	0	55,050	
	企業債償還金	196,550	0	196,550	
	小計 D	251,600	0	251,600	
収支差引	C - D	△ 198,900	0	△ 198,900	

滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案について

1 地域医療支援病院の概要

(1) 趣旨

- 患者に身近な地域で医療が提供されることが望ましいという観点から、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じて、第一線の地域医療を担うかかりつけ医を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい構造設備等を有するものとして、知事が個別に承認

(2) 役割

- 紹介患者に対する医療の提供（かかりつけ医への患者の逆紹介を含む）
- 地域の医療従事者に対する研修の実施 等

(3) 承認要件（抜粋）

- ① 紹介患者に対する医療提供体制（(7)～(9)のいずれか）
 - (7) 紹介率 80%以上
 - (i) 紹介率 65%以上かつ逆紹介率 40%以上
 - (9) 紹介率 50%以上かつ逆紹介率 70%以上
- ② 建物、設備、機器等を地域の医師等が利用できる体制を確保していること
- ③ 救急医療を提供する能力を有すること
 - ・ 特定の診療科において 24 時間体制で重症救急患者の受入れに対応できる体制 等
- ④ 地域医療従事者に対する研修を実施していること（年間 12 回以上の研修を主催 等）

(4) 一般病床 500 床以上の地域医療支援病院の初診・再診料

- 健康保険法等の改正により、一般病床 500 床以上の地域医療支援病院は、下表の金額以上の徴収が義務化（平成 28 年 4 月～）

区 分	最低金額（医科）	最低金額（歯科）
初診（紹介状のない初診）	5,000 円	3,000 円
再診（他の病院・診療所に対し紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず受診）	2,500 円	1,500 円

2 成人病センターが地域医療支援病院の名称を使用することに伴う条例改正の内容

(1) 条例改正の必要性

- 平成 29 年 2 月から、成人病センターが地域医療支援病院の名称を使用することに伴い、健康保険法等の規定に対応するために、非紹介患者初診加算料等を下記のとおり改正するもの

(現 行)	非紹介患者初診加算料	初診料算定 1 回につき	2,100 円
-------	------------	--------------	---------

(改正後)	非紹介患者初診加算料	医科	初診料算定 1 回につき	5,400 円
		歯科	同	3,240 円
	再診加算料	医科	再診料算定 1 回につき	2,700 円
		歯科	同	1,620 円

(2) 金額設定の考え方

- 他病院との均衡を考慮
 - ・ 近畿の国公立・公的病院等のうち、成人病センターと類似の病院

滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県立成人病センターが地域医療支援病院と称することに伴い、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）等の規定に基づき、使用料のうち、非紹介患者初診加算料について医科および歯科に区分し料金を改定するとともに、再診加算料を徴収するため、滋賀県病院事業の設置等に関する条例（昭和 51 年滋賀県条例第 18 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 非紹介患者初診加算料を医科および歯科に区分し、料金を改定するとともに、使用料として再診加算料を設定することとします。（別表関係）
- (2) この条例は、平成 29 年 2 月 1 日から施行することとします。

滋賀県病院事業の設置等に関する条例新旧対照表

旧

新

本則および付則 省略
別表第1および別表第2 省略
別表第3 (第7条関係)
使用料

本則および付則 省略
別表第1および別表第2 省略
別表第3 (第7条関係)
使用料

種別		区分	金額
個室	滋賀県立成人病センター	特別室	1日につき 円 16,500
		一般個室	同 7,700
		緩和ケア個室A	同 8,250
		緩和ケア個室B	同 7,200
滋賀県立小児保健医療センター	個室	同 3,150	
非紹介患者初診加算料		初診料算定1回につき	2,100
長期入院（健康保険法第63条第2項第4号および高齢者の医療の確保に関する法律第64条第2項第4号の選定療養として厚生労働大臣が定める入院期間が180日を超えた日以後の入院およびその療養に伴う世話その他の看護をいう。以下同じ。）		1日につき	長期入院について厚生労働大臣が定める入院期間の計算方法に規定する通算対象入院料の基本

種別		区分	金額
個室	滋賀県立成人病センター	特別室	1日につき 円 16,500
		一般個室	同 7,700
		緩和ケア個室A	同 8,250
		緩和ケア個室B	同 7,200
滋賀県立小児保健医療センター	個室	同 3,150	
非紹介患者初診加算料		医科 初診料算定1回につき	5,400
		歯科 同	3,240
再診加算料		医科 再診料算定1回につき	2,700
		歯科 同	1,620
長期入院（健康保険法第63条第2項第4号および高齢者の医療の確保に関する法律第64条第2項第4号の選定療養として厚生労働大臣が定める入院期間が180日を超えた日以後の入院およびその療養に伴う世話その他の看護をいう。以下同じ。）		1日につき	長期入院について厚生労働大臣が定める入院期間の計算方法に規定する通算対象入院料の基本

		点数に100分の15を乗じた点数につき1点を10円として算出した額に当該額に100分の8を超えない範囲内において病院事業庁長が別に定める率を乗じて得た額を加えた額
障害児通所支援	同	児童福祉法第21条の5の3第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
滋賀県立成人病センター駐車場	1台1日1回につき	1時間につき100円。ただし、8時間を超える場合は、800円

手数料

種別	区分	金額
一般診断書	所定の書式によるもの	1通につき
		1,660円

		点数に100分の15を乗じた点数につき1点を10円として算出した額に当該額に100分の8を超えない範囲内において病院事業庁長が別に定める率を乗じて得た額を加えた額
障害児通所支援	同	児童福祉法第21条の5の3第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
滋賀県立成人病センター駐車場	1台1日1回につき	1時間につき100円。ただし、8時間を超える場合は、800円

手数料

種別	区分	金額
一般診断書	所定の書式によるもの	1通につき
		1,660円

	所定の書式によらないもの	同	最低 2,620 最高 4,320
健康診断書		同	1,660
死亡診断書	所定の書式によるもの	同	1,660
	所定の書式によらないもの	同	4,320
死亡証明書	所定の書式によるもの	同	1,660
	所定の書式によらないもの	同	4,320
死体検案書		同	1,660
その他の文書		同	最低 820 最高 1,560

注1 省略

2 障害児通所支援について、使用料の表に定めるもののほか、特別に要する費用については、病院事業庁長が別に定める額とする。

3 滋賀県立成人病センター駐車場について、次に掲げる場合は、無料とする。

- (1) 使用時間が30分以内である場合
- (2) 診療を受けるために来院する場合（入院の場合にあつては、入院日および退院日に限る。）
- (3) 身体障害または知的障害がある者で病院事業庁長が別に定めるものが来院する場合
- (4) その他病院事業庁長が特に認める場合

	所定の書式によらないもの	同	最低 2,620 最高 4,320
健康診断書		同	1,660
死亡診断書	所定の書式によるもの	同	1,660
	所定の書式によらないもの	同	4,320
死亡証明書	所定の書式によるもの	同	1,660
	所定の書式によらないもの	同	4,320
死体検案書		同	1,660
その他の文書		同	最低 820 最高 1,560

注1 省略

2 再診加算料は、滋賀県立成人病センターにおける再診（他の病院（病床数が500未満であるものに限る。）または診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行っていない場合および緊急その他やむを得ない事情がある場合に受ける再診を除く。）の際に徴収する。

3 障害児通所支援について、使用料の表に定めるもののほか、特別に要する費用については、病院事業庁長が別に定める額とする。

4 滋賀県立成人病センター駐車場について、次に掲げる場合は、無料とする。

- (1) 使用時間が30分以内である場合
- (2) 診療を受けるために来院する場合（入院の場合にあつては、入院日および退院日に限る。）
- (3) 身体障害または知的障害がある者で病院事業庁長が別に定めるものが来院する場合
- (4) その他病院事業庁長が特に認める場合

4 滋賀県立成人病センター駐車場について、注3(1)に掲げる場合を除き、使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。

5 手数料の表において、「所定の書式」とは、別表第1に掲げる施設の長が定める書式をいう。

5 滋賀県立成人病センター駐車場について、注4(1)に掲げる場合を除き、使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。

6 手数料の表において、「所定の書式」とは、別表第1に掲げる施設の長が定める書式をいう。

滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

県議会および知事に対する平成 28 年 10 月 17 日付けの給与についての人事委員会勧告を踏まえて、職員の扶養手当の支給範囲を見直すこととするため、滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例(平成 17 年滋賀県条例第 112 号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 子以外の扶養親族に係る扶養手当については、滋賀県職員等の給与に関する条例(昭和 32 年滋賀県条例第 27 号)第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 9 級であるものに相当する職員として病院事業庁長が定める職員に対しては、支給しないこととします。(第 7 条関係)

(2) その他

ア この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行することとします。

イ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第6条 省略</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第7条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子および孫</p> <p>(3) 60歳以上の父母および祖父母</p> <p>(4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(5) 心身に著しく障害を有する者</p> <p>第8条以下 省略</p>	<p>第1条～第6条 省略</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第7条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。<u>ただし、次項第1号および第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、滋賀県職員等の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号）第3条第1項第1号に掲げる給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるものに相当する職員として病院事業庁長が定める職員に対しては、支給しない。</u></p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(3) <u>22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u></p> <p>(4) 60歳以上の父母および祖父母</p> <p>(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(6) 心身に著しく障害を有する者</p> <p>第8条以下 省略</p>